平成２４年（フ）第２３号
愛媛県今治市別宮町７丁目２番11号
債務者　矢野　光章
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　真之
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第２４号
愛媛県今治市別宮町７丁目２番11号
債務者　矢野　閑子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　真之
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第５６号
盛岡市大通３丁目９番44―602号
債務者　中内　雪乃
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　大介
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５６０号
北海道小樽市赤岩１丁目17番２号
債務者　内田　光彦
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　真士
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０号
茨城県日立市助川町４丁目11番19号
債務者　関根　和夫
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　識之
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第４６号
釧路市大楽毛南４丁目４番16号
債務者　柴田　範子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　　剛
4　破産債権の届出期間　平成24年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後３時40分
6　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第７４号
富山市太田45番地20
債務者　岸　ひとみ
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　　健
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５号
宮城県本吉郡南三陸町歌津字枡沢２番地４
町営桝沢住宅13号
債務者　阿部　信幸
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　健
4　破産債権の届出期間　平成24年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第５６号
静岡県三島市谷田・雪沢・173番地の53　加藤アパートＡ―101、前住所静岡県三島市幸原町１丁目10番47号
債務者　大川　親恵
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻　　大祐
4　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月23日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５７号
静岡県三島市谷田・雪沢・173番地の53　加藤アパートＡ―101、前住所静岡県三島市幸原町１丁目10番47号
債務者　大川　君子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻　　大祐
4　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月23日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第８０号
静岡県伊東市宇佐美1952番地の１
債務者　川口　房子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　　登
4　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
宮城県気仙沼市上田中２丁目９番地反松公園住宅10―６
債務者　及川　金也
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原一男
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第１６号
宮城県気仙沼市赤岩迎前田127番地水梨コミュニティーセンター仮設４―２、住民票上の住所宮城県気仙沼市本吉町中島71番地１
債務者　三浦　則男
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原一男
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第４号
山形県新庄市大字松本485番地の２　旭ルーミー16―101号室、前住所山形県新庄市大字鳥越1902番地の５
債務者　吉野　純一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　健